Alternate Member of the Political Bureau of the Workers' Party of Korea and First Vice Director of the Munitions Industry Department 生年月日：1948年 国籍：北朝鮮 性別：男性 住所：北朝鮮	
㊽　リ・ソンヒョク 　（別名：リ・チェンヘ） RI SONG HYOK (a.k.a. Li Cheng He) 役職：コリョ・バンク及びコリョ・クレジット・デベロップメント・バンクの海外における代表者 overseas representative for Koryo Bank and Koryo Credit Development Bank 生年月日：1965年3月19日 国籍：北朝鮮 性別：男性	［号を加える。］
㊾　リ・ウンソン RI U'N SO'NG (a.k.a. Ri Eun Song ; Ri Un Song) 役職：コリア・ユニフィケーション・デベロップメント・バンクの海外における代表者 overseas Korea Unification Development Bank representative 生年月日：1969年7月23日 国籍：北朝鮮 性別：男性	［号を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○外務省告示第四百三十三号

平成二十五年外務省告示第百十八号に関し、平成二十九年十二月二十二日、国際連合安全保障理事会が、同理事会決議第二千三百九十七号において、同理事会決議第一千七百十八号8（d）に定められた資産凍結等の措置の対象となる者を新たに指定したことを踏まえ、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となる北朝鮮の核その他の大量破壊兵器及び弾道ミサイル関連計画その他の北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議により禁止された活動等に関与する者を指定する件（平成二十五年四月外務省告示第百十八号。なお、同年八月外務省告示第二百九十五号、平成二十八年二月外務省告示第三十九号、同年三月外務省告示第六十九号、同年十二月外務省告示第四百六十五号、平成二十九年六月外務省告示第二百五号、同年七月外務省告示第二百六十九号、同年八月外務省告示第二百九十号、同月外務省告示第三百四号、同年十一月外務省告示第三百七十四号及び同年十二月外務省告示第四百十五号により改正が行われている。）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十二月二十八日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

次の表により、改正前欄及び改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定全体を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（別表） 2．個人 (1)～(33)　［略］ (34)　リ・ソンヒョク 　（別名：リ・チェンヘ） RI SONG HYOK (a.k.a. Li Cheng He)	（別表） 2．個人 (1)～(33)　［同左］ (34)　リ・ソンヒョク 　（別名：リ・チェンヘ） Ri Song-Hyok (a.k.a. Li Cheng He)